

一般廃棄物処理業許可証

住 所 知多市にしの台四丁目19番地の13

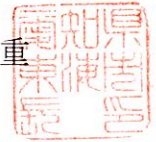
氏 名 株式会社三四四

代表者氏名 千 賀 貴 彦 様

令和6年（2024年）1月23日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定に基づき、次のとおり許可します。

令和6年（2024年）3月19日

東海市長 花 田 勝 重



1 許可の種類

一般廃棄物収集運搬業

2 廃棄物の種類

事業系一般廃棄物及び特定家庭用機器

3 許可期間

令和6年（2024年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

4 許可区域

東海市全域

5 許可条件

- (1) 収集運搬する廃棄物は、事業系一般廃棄物及び一般家庭から排出される特定家庭用機器再商品化法施行令第1条に規定する特定家庭用機器とする。
- (2) 運搬先の指定
 - ア 事業系一般廃棄物は、西知多クリーンセンターとする。
 - イ 特定家庭用機器については、特定家庭用機器再商品化法第17条に規定する指定引取場所とする。
 - ウ アピタ東海荒尾店及びMEGAドン・キホーテUNY太田川店の食品残さについては、知多郡阿久比町矢高にある株式会社アグメントの処理施設とする。
- (3) (2)ウの運搬は、運搬先自治体との市町村間協議を要する。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他関係法令を遵守しなければならない。